

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年 5月18日
【会社名】	株式会社ナガオカ
【英訳名】	NAGAOKA INTERNATIONAL CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三村 等
【本店の所在の場所】	大阪府貝塚市二色北町 1 番15号 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っています。)
【電話番号】	(0725) 21-5750 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 大村 和男
【最寄りの連絡場所】	大阪府泉大津市なぎさ町 6 番 1 号
【電話番号】	(0725) 21-5750 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 大村 和男
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成28年5月17日開催の当社取締役会において、連結子会社である那賀（瀋陽）水務設備製造有限公司および那賀水処理技術（瀋陽）有限公司を解散することを決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

特定子会社等の異動

(1) 当該異動に係る特定子会社等の名称、住所、代表者の氏名、資本金および事業の内容

那賀（瀋陽）水務設備製造有限公司（特定子会社）

名称	那賀（瀋陽）水務設備製造有限公司
住所	瀋陽市瀋北新区新陽路16-2号
代表者の氏名	董事長 黒田 俊明
資本金	22,940千元
事業の内容	取水用スクリーンの製造

那賀水処理技術（瀋陽）有限公司

名称	那賀水処理技術（瀋陽）有限公司
住所	瀋陽市瀋河区恵工街265-1号
代表者の氏名	董事長 三村 等
資本金	1,185千元
事業の内容	取水用スクリーン、水処理装置等の販売、水関連コンサルティング

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社等の議決権の数および当該特定子会社等の総株主等の議決権に対する割合

	当社の所有に係る当該特定子会社等の議決権の数		総株主等の議決権に対する割合	
	異動前	異動後	異動前	異動後
那賀（瀋陽）水務設備製造有限公司（特定子会社）	165百万円	-百万円	55.0%	-%
那賀水処理技術（瀋陽）有限公司	15百万円	-百万円	100.0%	-%

（注）「当社の所有に係る当該特定子会社等の議決権の数」は出資額を記載しています。また、「総株主等の議決権に対する割合」は出資比率を記載しています。

(3) 当該異動の理由およびその年月日

異動の理由：那賀（瀋陽）水務設備製造有限公司は、中国遼寧省において現地の原材料、人材および設備を活用し、取水用スクリーン製造のローコスト化・効率化を図るための現地工場として、平成24年9月に株式会社ハマダ、瀋陽水務集団有限公司との合併により設立し、中国国内で旧来から地下水を主な水源とする遼寧省・吉林省・黒竜江省の東北三省をターゲットに活動を開始しました。しかしながら、遼寧省では地下水が同省水資源利用総量の約半分を占め、過剰採取による水量減少や地下水の汚染などの問題が深刻化したため、「遼寧省地下水資源保護条例」の改正により地下水の利用規制が強化されました。それにより当初想定していた市場規模が大幅に縮小して業績低迷が続き、今後も回復が困難と判断し、同社の解散を決議しました。

また、那賀水処理技術（瀋陽）有限公司は、中国における取水用スクリーンを中心とした取水設備、その他の水処理設備の販売・コンサルティング業務を行う会社として設立しましたが、那賀（瀋陽）水務設備製造有限公司の解散に伴い同省における販売活動も困難と判断し、同社の解散を決議しました。

異動の年月日：平成28年5月17日（当社取締役会による解散決議日）

今後、現地の法令に従い解散および清算の手続きを開始しますが、清算終了の具体的な時期は、現時点において未定です。

以上